大阪市
地域福祉活動
推進計画

平成30年3月
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

目　次

■ **第１章　大阪市の地域福祉を取り巻く状況** …… 2

1　地域福祉活動の歴史的経過をたどる

小地域福祉活動の源流

多様なボランティア・市民活動の広がり

2　近年の地域福祉を取り巻く状況

地域住民の暮らしの現状や課題

大阪市の地域福祉活動

大阪市の直近の動き

■ **第２章　本計画の位置付け** …… 12

1　計画策定の背景と位置付け

2　計画期間

3　策定方法

4　推進及び評価方法

■ **第３章　６つの大切な視点に基づき、地域福祉活動をさらに展開するために** …… 16

■ **第４章　地域福祉推進に向けたこれからの活動** …… 28

■ **資料編** …… 37

概要版

地域福祉活動をすすめるための大切な視点（平成25年３月策定）

用語解説

大阪市地域福祉活動推進委員会設置要綱

大阪市地域福祉活動推進委員会名簿

第１章

大阪市の地域福祉を取り巻く状況

1 地域福祉活動の歴史的経過をたどる

小地域福祉活動の源流

現在、おおむね小学校区を単位としてさまざまな地域福祉活動が取り組まれていますが、その源流をたどると、1968（昭和43）年からの地域福祉活動モデル地区指定事業をきっかけに、多くの小地域福祉活動が生まれました。なかでも、1972（昭和47）年に住吉区墨江地域において始まった高齢者を対象とした「老人食事サービス事業」は、高齢者の孤立を解決する住民の主体的な活動として、全国的にも先駆的な取組みでした。

市社協発行「～老人食事サービス～　ボランティア体験記」（1982（昭和57）年）から

これを契機に、徐々にその裾野を広げ、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）・区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が主体的に地域に働きかけて取組みを推進してきました。この活動は、のちの大阪市の地域福祉活動の礎を築くことになったと言っても過言ではなく、現在も多くの地域で実施されており、大阪市が誇ることができる住民同士の助け合いの活動の原点とも言えます。

2000（平成12）年頃からは、食事サービス事業の対象者に限らない集いの場としての「ふれあい喫茶・サロン活動」、子育て層の孤立を防ぎ、地域社会全体で子育てを行うという流れの中での「子育てサロン」などが広がりました。

このように、おおむね小学校区を基盤とした地域福祉活動は、社会や生活の変化により生まれてくるさまざまな暮らしの課題を捉えて、各地域社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）を基盤とした支え合いにより実践が重ねられ、住民同士がつながり・支え合うしくみとして、今も地域に根づいています。

多様なボランティア・市民活動の広がり

大阪市には、住民が自身の力を結集して小地域福祉活動を立ち上げ、根づかせてきた歴史があります。従来、町内で何かあれば親族をはじめ隣近所の住人で互いに協力し、他人事ではなく、自らが関わるという精神から、さまざまな福祉活動が自発的・主体的に生まれてきました。前述の食事サービス事業もそのひとつです。しかし、時代の流れの中で、少子高齢化や核家族化の進展、就労形態の変化、プライバシーの保護、さらには活動者の固定化や後継者不足などが進み、次第に地域のコミュニティだけで解決できない福祉課題や生活課題が顕著になってきました。

ボランティアを支援する組織としては、古くは1965（昭和40）年に大阪ボランティア協会が、1987（昭和62）年に市社協が運営する大阪市ボランティアセンター（現、大阪市ボランティア・市民活動センター）が立ち上がり、大阪市のボランティア活動を牽引してきました。

1990（平成２）年以降、福祉課題に取り組む主体が従来の地縁型組織だけではなく、NPO法人等や社会貢献活動として企業にも拡大し、現在ではしっかりと根付いています。今日のめざすべきところは、これらの多様な主体間の協働となっています。

2 近年の地域福祉を取り巻く状況

市社協では、2013（平成25）年３月に地域福祉活動の拠り所となる普遍的なポイントをまとめた「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」（以下「大切な視点」という。）を策定しましたが、それ以降も地域福祉を取り巻く状況は変化し、新しい制度や取組みが始まっています。

地域住民の暮らしの現状や課題

国勢調査によれば大阪市の人口は、2015（平成27）年の調査時点で約269万人であり、今後は本格的な人口減少に向かうとされています。

少子高齢化が一層進行し、高齢者人口は1950（昭和25）年から増加の一途をたどり、2040（平成52）年には、高齢化率が33.6%になると見込まれています。

要介護認定者数も2013（平成25）年３月時点は約144,000人でしたが、2017（平成29）年３月には約167,000人と４年間で約16%の増加となっています。とりわけ、単身高齢者の割合が全国でもトップであり、65歳以上の世帯の実に42.4%を占め、孤立感の増大や必要な支援につながりづらい人が多数いることが推測されます。

一方で、年少人口（15歳未満）は、1960（昭和35）年をピークとして、減少し続けています。合計特殊出生率をみると、第２次ベビーブーム期（昭和46～49年）あたりから、ほぼ2.1台で推移していましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。2005（平

成17）年には過去最低である1.15まで落ち込みましたが、近年は微増傾向が続いています。

2016（平成28）年度に大阪市が実施した障がい者等基礎調査では、当事者からの回答の中で、障がい者施策全般に望むこととして、上位から順に①所得の保障、②総合支援体制の充実、③災害等の緊急時の防災対策という結果であり、地域での暮らしを支えるための多様なニーズに対応した支援が求められています。

生活保護受給世帯・人員を見てみると、2012（平成24）年以降減少していますが、生活保護率は全国でも突出しており、2014（平成26）年度は55.5‰と非常に高い数字となっています。

生活保護の動向には、失業率、離婚率、高齢者の割合などが大きく関係するとの分析結果が出ており、大阪市はこれらの数値がいずれも高いことに加えて、職を求めて流入する多くの人が職を見つけることができず、結果、生活保護受給者となる場合もあることなどが保護率の高さの要因であると推測されます。

また、2015（平成27）年度から実施されている生活困窮者自立支援事業の相談件数の多さも、指定都市の中では突出しています。相談内容については、経済的困窮が６割強、就職活動困難が３割弱ですが、複数の課題を抱える相談者が７割強となっている結果から、現在の制度だけでは解決できない複雑化・多様化・深刻化する地域生活課題が多いことがわかります。

大阪市の地域福祉活動

2006（平成18）年３月に各区で地域福祉アクションプランが策定され、区役所と区社協が合同事務局を担い、区内の地域福祉を推進してきました。従来地域福祉に関わりの少なかった人も活動に参画し、社会福祉施設や地域の団体などが協働するきっかけにもなった計画（プラン）であり、各区で活発な活動の広がりが見られました。

その後、区の新たな計画に受け継がれたり、発展的解消に伴う部会活動のグループ化、あるいは現在も継続していたりと形は変えながらも、地域福祉の推進という共通の目標に向かい、区アクションプランの策定によって、地域の力は確実に強化されたことが多様な取組みの実践からも読みとれ、市内全域で現在に継承されています。

大阪市では、2012（平成24）年10月から、地域活動協議会の形成・運営が進められ、現在は市内325地域で形成されています。地域活動協議会はさまざまな活動主体により組織されており、福祉も含めたまちづくりに取り組んでいくことを目的としています。このため地域社協等の既存の団体との関係性や位置付け、また取り組む内容も多様化しており、新しい協働が生まれている地域がある一方、今一度福祉分野の活動の意義や位置付けを再確認する必要があるとの声も聞かれます。

おおむね小学校区を基本として連合振興町会、地域社協、民生委員協議会等各種団体の代表で構成される地域ネットワーク委員会に配置されていた「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」は同時期

の2012（平成24）年度末で廃止され、その後は各区独自の再構築（地域福祉コーディネーター等）に向けて取り組むこととなりました。支援が必要な人のニーズの発見や相談、関係機関への連絡・調整、地域での支え合いづくりなど、住民に身近なところで地域住民と専門職をつなぐキーパーソンとして果たす役割、期待される機能は今も非常に大きいと考えられます。

また、大阪市と市社協、各区役所と各区社協は2014（平成26）年４月から「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結しています。市社協・区社協は、社会福祉法に定められている地域福祉を推進する団体として、行政とは、従来から車の両輪として連携・協働しながら地域福祉を推進してきました。複雑化・多様化・深刻化する地域生活課題の解決に向け、地域住民が主体的に参画する地域づくりをめざして、行政・社協・地域住民が相互にその役割を果たしながら、一体となって地域福祉を推進しています。

一方、地域福祉活動の大きな課題が「担い手の不足」です。大阪市は、全国の中でも先駆的な活動を実践してきた歴史がありますが、近年では活動を担う人材の固定化や減少傾向にあり、さらには高齢化している現状があります。2017（平成29）年２月に大阪市が行った市政モニターアンケートによると、市民活動について「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合せると59.7%である一方、参加状況としては「参加したことがない」が56.5%となっています。地域福祉活動に多くの人が関心を持ち、参画できるようにするには、すべての世代を視野に入れ、趣味や経験、課題意識や興味・関心、仕事で身につけた知識やスキルなど、それぞれの多彩な力を既存の活動に結び付ける、あるいは参画意欲にあわせた取組みを考えることが大切です。こどもたちには教育に福祉のエッセンスを加味したり、またこれまで支援を受けていた人が支援する側にまわる仕かけも必要です。

大阪市の直近の動き

今、国の動向としては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、さまざまな取組みが進められているところです。これらは住民の主体的な支え合いを育み、安心感と生きがいを生み出し、暮らしと地域社会に豊かさをもたらすことにつながります。

公的支援も縦割りから丸ごとへの転換をめざし、複合的な課題への対応、総合的なサービス提供体制の構築が進められています。大阪市でも、包括的・総合的な相談支援体制の確立に向け、区保健福祉センターが中心となり、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合課題を抱えた人に対し、各施策分野の相談支援機関が連携して支援するためのしくみづくりが進められています。

2015（平成27）年度から施行された生活困窮者自立支援法は、近年の生活背景を踏まえ、複合的な課題に包括的に対応することをめざす制度です。2008（平成20）年に発生したリーマンショッ

ク以降、日本でも景気低迷が続いたことにより安定した雇用が揺らぎ、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。少子高齢化の急速な進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など家族構造の変化、地域社会における人とのつながりの希薄化が進むなかでの社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の連鎖といった課題も深刻化しています。

多様化・複雑化・深刻化する課題を解決に導くためには、行政だけではなく地域のさまざまな力を活用した包括的な支援が必要となることから、支援する側・支援される側という一方的な関係で捉えるのではなく、誰もが地域社会の一員としての役割を果たしていくという視点が重要です。

さまざまな分野の社会資源の連携を促進し、行政、関係機関、地域住民等の協働による生活困窮者支援を通じた「地域づくり」が進められています。24区で区社協もしくは社会福祉法人等が単独、あるいは連携して自立相談窓口を運営しており、相談者の家族、あるいは地域づくりを見据えた包括的な支援への一層の取組みを推進しています。

事　例

港区における生活保護施設と区社協の協働の取組み

港区では、生活保護施設を運営する社会福祉法人と区社協が共同体を組んで生活困窮者自立相談支援事業を受託しています。

家賃の滞納により住宅からの退去勧告を受けているが転居費用もなく、体調が悪いが医療機関にかかることも難しいと相談があった稼働年齢層の方に対し、社会福祉施設や地域の医療機関、遺品整理業者、不動産会社、区社協などの資源を活用し、自立に向けた支援を行っています。

また、相談窓口に寄せられるさまざまな相談から、「緊急時の食糧」「就労に至るまでの就労準備の場」「困窮世帯のこどもが学習に取り組める場」など多様なニーズが浮かびあがったことから、それらをメニュー化し、区社協が事務局を担っている区社会福祉施設連絡会の加盟施設に呼びかけて協力を求める取組みに発展させています。

貧困の連鎖に関連して、次代を担うこどもの分野では、大阪市では2016（平成28）年度に「大阪市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。朝食の頻度と困窮度及び保護者の雇用環境との関連が示されており、就労状況が不安定化するにともなって、こどもの朝食の頻度も低下している結果となっています。また学習面では、困窮度が高まるにつれて、こどもの勉強時間や読書時間が少

なくなることが確認されており、勉強や読書に時間を費やしていない理由の一つが、それらに取り組もうとする意思の力を持てていないことであると考えられ、これは規則正しい生活の中で形成されると示されています。

このような背景のもと、地域団体やボランティア、ＮＰＯ団体、社会福祉施設など多様な主体によるこども食堂や学習支援など「こどもの居場所づくり」が急速に展開されています。特にこども食堂は全国的な動きでもあり、貧困というキーワードに絞ったクローズ型もあれば、「こどもならば誰でも」受け入れるオープン型、あるいは世代を問わず一緒に参加する共生型など形態も多様です。

事　例

旭区学習支援の取組み「あさひ学び舎事業」

旭区社協では旭区役所から「あさひ学び舎事業」を受託し、中学生を対象とした学習支援の取組みを行っています。平成30年４月からは、高校中退防止支援として、高校生への学習・相談支援もあわせて実施します。

週２日・午後６時30分からの２時間、教育の視点だけではなく福祉的な視点を持つスタッフ（元教員や民生委員）や大学生のボランティアにより運営されています。

あさひ学び舎事業　学習の様子

「ここに来ると仲間に会える」と休まずに参加する生徒もおり、生徒たちの居場所にもなっているあさひ学び舎事業。基本的な学習姿勢の習得や学習習慣の定着とともに、主要教科の得点力アップにつながるよう、高校進学・高校卒業に向け、各々の学習理解度に合わせた学習支援を行っています。

また、生活力向上のための授業（食育を目的とした調理実習・ボランティア体験等）やコミュニケーション能力向上のための授業をそれぞれ月１回取り入れ、仲間づくりや役割分担をすることで、達成感を得たり、自立心を育んだりする場となっています。平成30年４月から、新たな取組みとして、高校生には生活力開発のための支援（茶道やマナー講座等）も開始します。

学習だけではなく、複合的な課題を抱えている場合には、見守り相談室や区の自立相談支援機関の窓口と連携した支援につなげることもあります。

単に食事に困っているからご飯を提供する、あるいは学習理解度が低いから学習支援をする、というサービス提供だけが目的ではなく、こどもを中心とした居場所の中で地域の大人と関わり、健やかに成長することを願うとともに、こどもを通してその家庭への関わりを地域全体で考え、さまざまな気づきを受け止めながら必要な取組みや支援につなげています。今後は、学校やスクールソーシャルワーカーなど教育と福祉が連携した総合的な支援も一層重要になってきます。

高齢者の分野では、高齢化が進展する中で、健康でいきいきと地域で暮らし続けることができる社会の実現に向けて、高齢者の社会参加による介護予防が推進されています。

2015（平成27）年４月の改正介護保険法施行により、高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わり、地域の団体、企業、行政の協働を通じて社会参加･介護予防･生活支援につながる活動やサービスが充実した地域づくりがめざされています。

その一環として、生活支援の担い手の養成・発掘等をはじめとした地域資源の開発や、その組織化などを担う生活支援コーディネーターの配置がすすめられてきました。大阪市では、2015（平成27）年度に市内３区でモデル事業がスタートし、2017（平成29）年10月には市内全区社協で事業実施され、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、介護予防の推進等を進めています。また、高齢者自らも主体的に地域での支え合い活動の主役となり、有償による助け合い活動などを展開しています。

これらの動きとあわせて、従来から区社協では対象者を限定しない居場所づくりを推進してきたことから、高齢者、障がい者、こども等がともに集える環境づくりを見据えた取組みが推進されています。

事　例

生野区における地域組織、ＮＰＯと協働した生活支援の担い手養成の取組み

生野区では地域で生活支援のニーズが高まる一方、担い手が不足しているという現状を踏まえ、生活支援コーディネーターが地域組織やＮＰＯと協働して「ボランティアデビュー講座」を開催しました。

講座にて地域で取り組まれている活動を紹介

講座では「何かしてみたいが、何から始めたらよいかわからない、きっかけがない」という人を募集し、「時間預託制の支え合い活動」「地域組織やＮＰＯが開催する配食サービスやサロン活動の担い手」など、それぞれが関心のある活動に参加するきっかけとなることをめざしています。

「団塊の世代で、退職後の健康維持のためにも何かできることはないかと考えていた」という人なども参加しており、早速、ＮＰＯが運営する配食サービスの担い手として参加する姿も見られています。

2015（平成27）年度からスタートした「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」は住民主体の活動のきっかけづくりとして各区で根付いてきています。

地域と行政が一体となり、区社協や地域住民をはじめとするさまざまな団体が協働し、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化を図るため始まりました。

各区社協の見守り相談室に福祉専門職のワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）（以下ＣＳＷという。）を配置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、従来から行ってきたコミュニティソーシャルワーク機能と①要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備②孤立世帯等への専門的対応③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見、

地域とともに暮らしを支える
『見守り相談室』活動報告集

の３つの機能を一体的に行っています。

2015、2016（平成27、28）年度の実績として、同意確認件数66,954件、支援へつないだ件数として、孤立死の危険性のある要援護者242件、制度の狭間にあるなど支援困難者806件、地域からの掘り起こしによる要援護者1,785件といった成果が見えることとあわせて、事業を通じて地域の中での意識の変化も芽生えてきました。地域単位での名簿を用いたワークショップや研修会の開催など、民生委員・児童委員（P.34参照）をはじめとする地域住民、民間の事業所等がまさに我が事として参画し、地域づくりを進めていく機運も各区で高まってきています。今後はさらに専門的な支援を強化し、住民同士の協働による地域での見守り・見守られる体制の強化が図られる方針です。

事　例

西淀川区各地域におけるワークショップの開催

西淀川区では、名簿提供の際に、地域ごとに地域団体の役員や民生委員らが集まるワークショップを開催。住民が要援護者を日常から見守ることのできるエリア（おおむね町会単位）を設定して、要援護者の把握状況や町会加入状況など、地図を広げながら話し合いを重ね、見守りの意識化を図っています。

名簿情報と地域住民が持つ情報を重ね合わせていく

区内14地域のうち、先に開催した８地域で得られた情報を分析した結果、地域に提供した要援護者の情報のうち、地域団体の役員等がすでに把握していた割合は約８割でした。暮らしの中で見守り・気にかけ合う関係が一定根づいていることが確認できた一方、分譲住宅、賃貸住宅では把握率が低く、つながりが薄くなりがちな層が明らかになりました。ワークショップでは、名簿に限らず地域住民が「気になる人」についても出し合い、後日、見守り相談室からアウトリーチによる訪問を実施しています。

このように、現在の地域福祉活動は、さまざまな課題による生活のしづらさや社会的孤立等に対応する実践として、地域住民の主体的な関わりと専門職の支援により積み上げられています。

見守り相談室の設置以降、各区社協には以前にも増して、分野を超えたさまざまな相談や困りごと

が寄せられるようになり、ＣＳＷ等専門職との連携による孤立の防止、住民同士の「見守り」に関する話し合いの場の開催、定期的な見守り活動に新たに取り組む地域も見られ、住民が自然な形で自分たちの地域の課題を主体的に捉えるなど、新たな地域づくりへの展開が始まってきています。

区ごと、地域ごとにたどる道は違いますが、地域での人間関係が薄まりつつある中、課題を抱える人は必要な支援につながりづらい状況に置かれていることが推察されます。

地域活動に実際に関わる人は少数にとどまる中、専門職で構成されている社会福祉施設の従事者の一層の参画にも期待が寄せられています。関心があっても活動につながりづらい状況にある人も多数存在することから、より多様な参加の入口と、住民に限らない社会福祉施設・企業・ＮＰＯ等の多様な主体が地域づくりに参画することが求められています。

このように、大阪市においては、これまで長年に渡り築かれてきた歴史的な強みを基盤に、地域福祉を推進する中心的な役割を担う社協をはじめ、多様な団体が今日的な課題の解決に向けた動きを絶え間なく行っています。しかし、複合的･重層的に地域生活課題が混在している現在、その解決に向け、地域住民一人ひとりと専門職が一緒に、課題に応じた実践をさらに進めていく必要があります。

第２章

本計画の位置付け

1 計画策定の背景と位置付け

市社協では、2004（平成16）年４月に大阪市における地域福祉活動の推進を目的として、区社協や社会福祉施設、社会福祉活動の実践者、学識経験者等の参画を得て「大阪市地域福祉活動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置して、地域福祉活動計画等の策定及び推進を図ってきました。

2004（平成16）年に、大阪市は「大阪市地域福祉計画」を、市社協は「大阪市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という）を策定し、そのもとに、住民の参画と協働をめざし、各区で「地域福祉アクションプラン」が2006（平成18）年に策定され、ここから新たな出会いや協働関係が多数生まれました。その後、2009（平成21）年３月には、市社協は「第２期・活動計画」を策定しました。

地域福祉活動をすすめるための大切な視点

続く、2013（平成25）年３月に策定した「大切な視点」は、「第２期・活動計画」を継承して、地域福祉を取り巻く状況や活動基盤に大きな変化を迎える中で、改めて地域福祉活動の意義を明確にし、地域福祉の担い手、支援する区社協などが、地域福祉活動を推進・支援するうえで拠り所となる、普遍的に大切にすべき６つのポイントを示したものです。さらに、2015（平成27）年３月には、今日的課題・施策動向も踏まえ、「区における地域福祉のしくみづくりを推進するために」（以下「しくみづくり」という。）をまとめました。

地域福祉の推進に係る理念は普遍的なものですが、「大切な視点」の策定から約５年が経過し、社会情勢の変化、政策の変化等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応する必要がでてきました。

このような中、市社協では2016（平成28）年度から推進委員会の役割を、①地域福祉推進の方向性の確認・発信と、②市社協・区社協の地域福祉の取組みに関する協議・助言の２点に整理し、新

たに企業・教育関係者などを委員に交え、より幅広い見地から協議する委員会に再編しました。

委員会では、従来の理念を中心とした計画策定に留まらず、実際の活動をさらに推し進める必要があり、住民一人ひとりが気づきや思いを大切にしながら、一歩踏み出すきっかけや仕かけが必要ではないかとの議論を経て、「大切な視点」をベースとし、今日的な課題と多様な分野の委員からの声を活かして活動を推進するための具体的な方策を示す「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の策定・発信を行うこととしました。

区における地域福祉のしくみづくりを推進するために

これら「大切な視点」や「しくみづくり」から「ガイドブック」につながる、これまでの取組みを体系的に整理するため、改めて大阪市における地域福祉の推進状況を検証し、地域住民をはじめとする多様な主体や団体が取組みを進めるうえでの視点の再確認とこれからの展開に向けた方向性、さらには地域福祉活動を後押しする社協を含む民間団体の役割をまとめたものとして、「大阪市地域福祉活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

地域福祉の推進にあたっては、社協や社会福祉施設、ボランティア団体等、従来から関わりを持っていた人・団体のみならず、国の方向性としても示されている「我が事・丸ごと」の地域共生社会をめざすべく、幅広い参加者や多様な活動の展開が必要です。

今回策定した本計画をより実行性あるものとすべく、計画推進における具体的な方法論や手法については、発信力と実行性に重点を置いた「ガイドブック」において個別の課題やテーマごとに、地域福祉を推進していくうえで無限にある課題解決の方策を随時発信していくこととしています。

また、改正社会福祉法第107条では、地域福祉計画の策定が任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけるものと規定されました。このような中で大阪市では、各区の「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）と一体的に市町村地域福祉計画を形成するものとして、2018（平成30）年３月に「大阪市地域福祉基本計画」を策定しました。本計画は、行政計画とも地域福祉推進の理念や方向性を共有し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、支え合えるまちづくりに向けて互いに協力・連携し、地域福祉を推進していきます。

2 計画期間

2018（平成30）年４月から2021（平成33）年３月までの３年間

3 策定方法

本計画は、推進委員会のメンバーである区社協代表、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、学識経験者等と24区社協事務局から意見聴取するなど、さまざまな視点や角度からの実践や意見を反映して策定しました。

4 推進及び評価方法

推進については、市社協・区社協の事業計画と結びつけるとともに、より多くの地域住民や企業、団体等と本計画を共有する必要があることから、あらゆる機会を捉えて積極的に発信し、多様な主体の参画と協働を呼びかけていきます。

評価については、市社協・区社協はより具体的な実践について、ＰＤＣＡサイクルを活用してふりかえりを行い、推進委員会に報告・意見聴取等を行いながら今後につなぐためのステップとしての検証・評価を行うことを基本とします。

大阪市地域福祉活動推進委員会の様子

本計画に至るまでの経緯

	大阪市	大阪市社会福祉協議会	区役所・区社協
2004（平成16）年3月	「大阪市地域福祉計画」策定	「大阪市地域福祉活動計画」策定	→
2006（平成18）年3月～	推進 ↓	推進 ↓	２つの計画をもとに「区地域福祉アクションプラン」策定
2009（平成21）年3月	「大阪市地域福祉計画2009（平成21）年度～2011（23年）度」策定	「第２期・大阪市地域福祉活動計画」策定	推進 ↓
2009（平成21）年6月～	推進 ↓	活動計画の指標の検討・試行を開始（３年間） 推進 ↓	→※2010（平成22）年度から毎年「区の地域福祉推進に向けたふりかえり」実施
2012（平成24）年4月～	区の特性や課題に応じた地域福祉の推進に向け「大阪市地域福祉推進指針」の検討開始	※８月から活動計画を踏まえた「大切な視点」の検討開始	※区の状況に応じたアクションプランの推進及び見直し
2012（平成24）年12月～	「大阪市地域福祉推進指針」策定	2013（平成25年）３月「大切な視点」発行	
2013（平成25）～2017（平成29）年	推進指針に基づく区への支援 →基本計画の検討開始	2015（平成27）年８月「区における地域福祉の仕組みづくりを推進するために」発行 →ガイドブック・活動推進計画の検討開始	区地域福祉ビジョン等の策定・推進
2018（平成30）年3月	「大阪市地域福祉基本計画」策定	「大阪市地域福祉活動推進計画」策定 「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」（３テーマ分）発行	

第３章

６つの大切な視点に基づき、地域福祉活動をさらに展開するために

第１章では「大阪市の地域福祉を取り巻く状況」として、多様な地域生活課題が山積していることを確認し、第２章ではそうした状況下において、本計画に至る経過や位置づけについてまとめてきました。

本章では、大阪市における民間による地域福祉活動の一層の推進に向け、改めて、６つの視点を踏まえての大阪市を取り巻く状況も視野に入れ、これからめざすべき方向性についてまとめました。

（６つの視点の文言・説明文については、本計画の検討と合わせて一部表現を変更しています）

大切にしたい６つの視点

基本理念＝私たちのめざす地域「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」

私たちは、身近な地域の中で、一人ひとりの生活の困りごとや生活のしづらさに関心をもって、住民同士が話し合い、新たな担い手の参加・協働を積極的にすすめることにより、互いにつながり・支えあうことができる地域をめざします。

※「大切な視点」（2013（平成25）年３月）から継承

視点 1　一人ひとりの暮らしを大切にするしくみをつくる【気づきと見守り・権利擁護】

身近な地域で、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者・社会的孤立状態にある人など、生活のしづらさを抱える人たちに気づき、見守り、総合的な相談窓口と連携することが、事態の深刻化や権利侵害を未然に防ぎます。

一人ひとりの暮らしを守るとともに、同様の生活課題を抱える人たちを支える“しくみづくり”を意識することが大切です。

取り巻く状況

全国的に、生活困窮・社会的孤立の課題が顕著になっています。大阪市においても生活困窮者自立相談支援事業の窓口には他都市を上回る相談が寄せられ、「認知症の高齢者と長年ひきこもりの状態にある中高年の子がいる世帯」など、複合的な課題を抱えた方々の存在が明らかになってきました。このように課題が複雑化・多様化・深刻化する中、これまでの分野別の制度やしくみだけでは支えきれなくなっています。

大阪市では、これまでも地域の中で友愛訪問や食事サービスなどによる見守り活動が展開されており、これまでの草の根的な活動に加え、2015（平成27）年から区社協が受託している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を通して行政から提供された情報を活用し、新たな見守りのしくみが構築され始めています。

地域社会から孤立し、困りごとを抱えていても自らＳＯＳを発することができず、相談機関につながることが難しい方を支えるには、地域の中での困りごとに対する気づき、必要な相談機関や支援につなぐ、そしてきめ細やかな網の目のような見守りのネットワークが求められます。専門の相談機関だけでは多様で複雑な困りごとを抱えた人たちに気づき、支援につなげることはできません。身近な地域での気づき・見守りによってこそ、地域で暮らす人たちならではの、つながり・支え合いの力が発揮されます。そうした観点から、各区の独自予算で配置されている「地域福祉コーディネーター」などのように地域住民と専門職とをつなぐキーパーソンの存在は重要です。

また、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組みを進めるなどの権利擁護の視点や、福祉教育等により障がいに対する理解を深めるなど、地域の人たちがあたたかいまなざしによる見守りを行っていく視点も重要です。

これからの展開に向けて

●これまでの民生委員・児童委員や町会をはじめとした地域団体の役員などの地域住民による見守り活動に加え、商店や企業なども含む新たな見守りの担い手の確保、育成

●地域での見守り活動における住民と専門職との協働（専門職としては活動支援、個別支援へのフォロー）

●見守りのワークショップや福祉教育、困りごとについて話し合える場の設定により、気づきのアンテナ力を高める取組み

●各専門相談機関と見守り相談室をはじめとする区社協内各部門との連携により地域生活課題を明らかにし、地域住民とともに共有し、解決をめざすしくみ・取組み

視点 2　当事者を核にした組織化と同じニーズを抱える人たちを中心としたつながりと参加・役割をつくる【当事者のつながり】

同じ経験をしたり、同じニーズや困りごとを抱える人たち同士が、仲間と出会い、交流する場面をつくることは、互いにサポートしあい、生きる力を高め、意見を表明することにつながります。支援者同士が連携するだけでなく、当事者の人たちを中心とした福祉のしくみづくり、支え合いのネットワークをつくることが重要です。

さらに、当事者同士のつながりづくりから、当事者の居場所や参加、役割づくりへと発展させることで社会参加へのステップにつながります。

取り巻く状況

当事者は福祉コミュニティの中心にいるべき存在です。福祉のしくみづくりやネットワークは支援者同士で完結することなく、当事者の人たちを中心としたつながりをつくることが大切です。

従来から取り組まれてきた介護家族の会の組織化に加え、最近では孤立しやすい男性介護者に特化した家族会の組織化、認知症の人同士のつながりづくりも推進されています。さらには、認知症の人のつながりづくりから、認知症カフェにおいて認知症の方自身がスタッフの役割を果たしたり、得意なことを活かした活動づくりへと発展させた取組みも行われています。また、不登校や引きこもりの状態にある人の保護者または当事者らが集まる場の開催から、地域社会に理解を拡げる取組みや、当事者の社会参加につながるという動きもみられています。

このように誰もが地域や社会につながり、参加できる地域づくりに向けて、包摂力のある居場所づくりや誰もがボランティアができる受け皿づくりが重要です。

昨今、こどもの貧困の問題がクローズアップされており、大阪市が小中学生を対象とした調査でも、困窮度が高い家庭では、「親と朝食を食べる習慣がほとんどない、またはまったくない」という家庭が４割弱という結果が明らかになっています。こうした実態やさまざまな気づき、そして発意から、大阪市内でもこども食堂の取組みが多数展開されています。これらの取組みは、子どもの貧困や孤食などの生活課題を地域で認識し、専門職にとっては具体的なニーズに気づくきっかけ、入口ともなっています。

このように、当事者の組織化は地域の中に同じ困りごと、ニーズを抱えた人がいることへの気づきとなり、生活課題の顕在化、可視化にもつながる取組みです。そこでは、専門職も関わり、顕在化したニーズをキャッチし、そのニーズに対応できるしくみを当事者の参画によりつくる視点が大切です。

これからの展開に向けて

●当事者を中心とした福祉のしくみづくり、ネットワークづくり

●当事者の組織化、さらに組織化されたグループ同士のつながり

●当事者のつながりづくりから居場所、役割づくりのサポートへの視点の拡大

●認知症や発達障がい、不登校、引きこもりなど当事者の会や親の会が抱える困りごとに対する理解を求める取組み

視点 3　多様な人・組織の強みを活かした活動参加と協働をすすめる【協働による地域福祉活動の推進】

多様な個人、企業やＮＰＯなどの組織が、地域とつながり、それぞれのもつ特性や強みを活かした協働を生み出すことによって、相互に補完しあいながら、住民ニーズをキャッチし、それに対するアクションを多彩に展開することができます。有償による活動や、ビジネスの考え方を取り入れるなどその手法も拡がっています。

取り巻く状況

地域活動やボランティアに関心をもつ人は多いものの、実際に活動に参加している人は一部に限られています。大阪市民を対象としたアンケート調査でも、地域活動・ボランティア活動などをしている人は約23%である一方､活動はしていないが興味がある人は約57%という結果があります（2013（平成25）年１月／大阪市における地域課題・地域活動に関する住民の意識調査）。そうした中、地域活動を担う団体やグループからは、担い手の固定化・減少が代表的な課題として聞かれ、活動参加への呼びかけや情報発信など、さまざまな試行錯誤がなされています。

そこで市社協では、若手地域活動者へのインタビューを通して、新たな担い手の活動参加と継続に向けた要因分析に取り組んできました。関心が活動参加へと結びつくためには、活動参加を促す対象者層を定めて、情報発信やきっかけづくりを工夫するとともに、活動参加を望む人への入口を幅広くし、活動の受け皿を多様な形で整えることが重要となります。

「協働」という側面では、地域団体・企業・商店・NPO・学校など、多様な主体の強みを活かした協働や、それらを生み出す出会い･話し合いの場が広がりつつあります。一団体ではできないことも、複数の主体が協働することで、相乗効果が生まれます。また、活動主体同士が集う場では、活動の立上げを考えている人たちを後押ししたり、相互にサポートする関係が生まれることも期待されます。

このような動きを推進するには、ボランティア・市民活動センターを有する市社協・区社協など、中間支援組織によるコーディネーションやつながる場の設定が鍵となります。さらには、高齢者の生

活支援や介護予防、多様な世代の居場所や働く場づくりなど、具体的な地域生活課題に焦点を当てて、多様な主体の強みを結びつけることで、既存の社会資源をさらに活用できたり、新たな資源の創出につながる可能性があります。

これからの展開に向けて

●潜在的に関心を持つ人の新たな活動参加に向けて、対象者層を意識した情報発信やきっかけづくりと、活動参加を望む人に対する入口と受け皿づくり

●多様な主体の強みを活かした協働に向けたコーディネーションや出会い・話し合いの場の設定

●具体的な地域生活課題の解決に向けて、多様な主体の強みを結びつけることによる既存の社会資源のさらなる活用や新たな資源の創出

視点 4　福祉の心を育み学びの機会をつくる【福祉意識・文化の醸成】

「一人ひとりの人権が尊重される、やさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けて、福祉意識の醸成は重要です。

こどもから大人まで、地域で誰もが排除されることなく、ともに生きるために、福祉課題への関心を高め、福祉の心を育む機会を重ねることで、活動の担い手の発掘・育成、さらには地域福祉活動の活性化につながります。

そうした学びの場面を継続することが、住民主体により地域生活課題を解決する土壌をつくります。

取り巻く状況

地域福祉活動の担い手は限られた人にとどまり、福祉の仕事を担う人材も不足しています。地域住民の暮らしに目を向けると、生活上の困難を抱えた人、社会的に少数者とされる人たちが孤立したり、ときに排除された状態に陥ることもあり、誰もが包摂される社会の実現に向けては課題もあります。“福祉は特別なもの”と見られがちですが、すべての人は、人生のさまざまな場面で自身や家族が、支援を要する状況になることもあります。これと同時に、誰もができる範囲で、他者に貢献し、サポートする役になる可能性をもっています。このような観点から、地域に暮らす人たちが互いを認め合い、「ふだんの・くらしの・しあわせ（ふくし）」をともに創っていくには、学びの場を重ねていくことが重要となります。

学校における福祉教育は、これまで疑似体験を中心としたものが多くありましたが、体験だけでは

「楽しかった」「自分はそのような状況でなくてよかった」という感想につながる懸念があります。それを防ぐためには、身近さや実感を伴うプログラムを作っていくことが大切です。

具体的には、地域でともに生きる当事者との出会い・ふれあいの機会をつくる、事前学習・ふりかえりで学びや気づきのポイントを確認する。さらには、地域のボランティア、社会福祉施設などと連携し、顔の見える関係を築き、相互理解を深めるといったことが求められます。

福祉教育はこどもたちに限られたものではありません。その対象を「こどもも大人も含めた地域」と捉えて、身近な地域や、企業・商店などにおいても、実際に地域で起こっている福祉の課題を伝えていくことが必要です。そうすることで、一人ひとりが「自分にできること」を考えていくことができるようになります。一例として、認知症の理解に向けた取組み（認知症サポーター養成講座）は、小学生から地域・企業・商店向けまで、さまざまなアレンジを加えて広がりを見せています。

地域活動やボランティア活動に関わることは、単発の活動や体験であっても、かけがえのない気づきや学びを得る可能性があります。学生時代などの若い時期にそうした機会をつくることは、地域でのつながりや、さまざまな状況にある人を身近に感じたり、誰かに貢献する感覚を得ることが期待されます。

これからの展開に向けて

- こどもたちへの福祉教育について、従来の体験型にとどまらず、当事者や地域住民との出会いや、事前学習・ふりかえりを取り入れ、自分たちの住む地域に暮らすさまざまな人たちを身近に感じたり、思いを巡らせるようなプログラムの考案
- 企業や商店、地域など福祉教育に取り組む主体を拡大し、対象となる人たちと、地域の福祉課題との関連性に着目したプログラムの提案
- 将来の福祉活動の担い手づくりを見据えて、10～20代という時期に、地域活動やボランティア活動に関わり、気づきや学びを得る機会の創出

視点5　社会福祉施設・福祉サービス事業者の地域での公益的な取組みを進める【社会福祉施設・事業者との連携】

社会福祉施設や福祉サービス事業者も地域社会の一員として、地域と交流を図り、施設・地域双方がもつハード及びソフト（ノウハウ）の相互活用を実践することは、互いの理解を深め、協働による課題解決の可能性を広げることにつながります。

また、種別を越えて施設同士の連携の場をつくり、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応力を高めることが大切です。

取り巻く状況

大阪市内には、大阪市社会事業施設協議会に加盟している約1,000の社会福祉施設が、24区それぞれで区社会福祉施設連絡会を組織し、施設相互の連携をもとに福祉教育、防災などさまざまな取組みを展開しています。

また、社会福祉法人以外の福祉サービス事業者も介護保険制度の導入やさまざまな規制緩和の流れにより多数存在しています。

社会福祉法人による地域の公益的な取組みは、従来から行われていたものの、2017（平成29）年４月の改正社会福祉法により、すべての社会福祉法人の責務として明記されました。

従来からも制度の枠組み以外で、地域の必要性に応じて、また採算の厳しい事業にも取り組んでいる施設は多いものの、十分に認知されていなかった面もあります。一方、委託内容や措置制度の規制の中で、積極的な取組みができなかった社会福祉法人もあります。社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書（2014（平成26）年７月４日）にも社会福祉法人の今日的な役割として、①社会福祉制度のセーフティネットとしての役割、②措置制度を実施する役割、③地域における公的法人としての役割の再認識、とまとめられています。

また、2016（平成28）年８月には、全国社会福祉協議会から「社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」が発信され、地域福祉推進の基盤整備につながるよう示されたところです。

社会福祉法人本来の使命・役割を確認し、市社協・区社協を含むそれぞれの社会福祉施設・事業者が把握している地域の福祉課題や地域生活課題を共有したうえで、その解決のための協働事業等を提起して、地域住民とともに取り組んでいくことが必要です。

これからの展開に向けて

●社会福祉に関する各種制度で支えることができない複雑多様な課題に対して、各社会福祉施設、あ

るいは種別を超えた施設同士が連携した新たな社会資源の創出やサービスづくり

●個人と地域のニーズに対する総合的な相談機能と包括的な支援体制の構築

●施設職員は、専門性を活かし、まちづくりの中核的役割を果たせるよう、利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域と協働する視点を基本とした取組み

●先進的な実践に関する情報共有と地域・社会への可視化

視点 6　災害時に備える地域コミュニティをつくる【防災・減災に向けてのつながりづくり】

日常の地域福祉活動の中で、生活上の配慮が必要な人を把握し、災害時にどんなサポートが必要なのか、誰が中心となってサポートできるのかなどをみんなで考え、情報共有し、また当事者参加型の訓練などを重ねることは大切です。地域のコミュニティ力が防災力の強化にもつながります。また、地域外の支援者をどう受け止めるか、「受援力」もキーワードです。

取り巻く状況

近年、全国各地で地震、台風、豪雨、竜巻、津波などの自然災害が多発し、大きな被害が出ています。大阪市においても他人事ではなく、上町などの断層帯地震や南海トラフ地震、また、風水害などによる河川の氾濫などの大きな災害が、いつ発生するかわからない状況にあります。

災害が起きると、日常の安心・安全な暮らしが一瞬にして失われます。被災によりさまざまな生活の困りごとが発生し、福祉の支援を必要とする人が増えていきます。平常時から福祉の支援を必要とする、高齢者・障がい者・こどもは、被災によりさらに弱者となり配慮や支援が求められます。

大阪市でも、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」などを通して支援を必要とする人の把握がすすめられています。しかしながら、要援護者や災害時の避難等に支援を必要とする“避難行動要支援者”への対策はまだまだ十分ではなく、専門職の力だけでは支援の漏れや偏りが生じることが課題となっています。被害を軽減するためには、自助や共助による住民やボランティアの力が大きな原動力となります。平常時からの住民同士の顔が見える関係づくりは、災害に強い地域につながります。例えば、地域が災害への備えとして取り組んでいる防災訓練では、訓練に参加する多様な住民や専門職、団体、組織がつながる場となります。参加した住民が、地域の社会資源、避難場所や役割などを確認できたり、地域に起こる災害や被害想定を知るなど、体験型学習の場ともなることから、地域コミュニティ力や防災・減災機能が高まっていきます。

災害は、全住民にとって我が事として捉えやすいものです。地域内の人間関係の希薄化が進む中で、平常時から災害をキーワードに住民同士がつながるしかけをつくることで、多様なネットワークが構

築され、災害に強い地域をつくり出します。

これからの展開に向けて

●さまざまなネットワーク（住民・専門職・地域団体・組織など）を活かした支援体制づくり

●社会的包摂にむけた地域コミュニティづくり

●誰もが情報をキャッチでき、また発信しやすい環境づくり

それぞれの視点を踏まえて、各区ではさまざまな実践が行われています。それらはどの視点での実践か、取組み内容とあわせて見てみます。

事例 1

東成区　かぎ預かり事業

事業名　かぎ預かり事業

内　容　東成区では、「緊急時の安否確認などの際に、自宅のかぎを開けることができず苦慮する事例が多く、地域でかぎを預かるためのしくみを検討できないか」という課題が、東成区地域生活支援システム高齢者専門部会で話し合われ、関係機関で検討を重ねた結果、ひとり暮らしの高齢者の方が安心して暮らせるよう、事前にかぎを預かり、緊急時にかぎを使って自宅内での安否を確認する緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を実施しています。実施主体は区役所を代表団体とする、地域包括支援センター、ブランチを運営する社会福祉法人と区社協との共同体。かぎの預かりは、共同体を構成する法人の運営する特別養護老人ホームで行うしくみとなっています。申込みの際に、地域福祉コーディネーターにも情報共有し、協働する流れとなっています。

関連する視点

視点１　地域生活課題を明らかにし、地域住民と共有し、解決をめざすしくみ、取組み

視点５　地域の福祉課題を共有し、解決のための協働事業を提起し、地域住民とともに取り組む、制度だけでは満たされないニーズに対する社会資源の創出やサービスづくり

事例 2

鶴見区　社会福祉施設と協働しての福祉教育の取組み

事業名　先生のための福祉教育講座　－みんなで作ろう！福祉教育プログラム－

内　容　鶴見区では、区社会福祉施設連絡会加盟施設と協働して、積極的に福祉教育に取り組む中、区内の小・中・高等学校の教員に向けて、視覚に障がいのある方とレクリエーションを楽しみながら福祉教育のプログラムを考える講座を実施しています。先生方が体感することでの気づきや学びを意見交換し、子どもたちにどのように伝えていくかなどさまざまな視点で考えます。この講座をきっかけに、学校・社会福祉施設・区社協で一緒に考えた福祉教育プログラムが福祉教育の場で定着してきた学校もでてきています。

関連する視点

視点４　教員の学びの機会づくり、主体的な福祉教育の取組み

視点５　社会福祉施設・学校・区社協それぞれの強みを活かした協働

事例 3

住之江区　子育て世代の防災イベント

事業名　防災ママカフェ・防災パーティで子育て世代と地域をつなぐ取組み

内　容　住之江区では、「防災ママカフェ・防災パーティ」として「防災」をテーマに子育て世代の親子、地域役員らが集うワークショップを開催しました。防災について学んだ後、比較的近くに住む人同士で、地域の地図を前に避難所や避難経路、危険につながる箇所などの情報を共有し、防災に対する思いを話し合いました。「防災」を切り口として、子育て世代と、地域活動の担い手との新たな接点が生まれつつあります。

関連する視点

視点２　子育て世代という当事者を中心とした福祉のつながりづくり

視点３　新たな活動参加に向けて、対象者層を意識した情報発信やきっかけづくり

視点６　防災に向けての世代を越えたつながりづくり

事例 4

港区　見守り協力事業者も協働した見守りの地域づくり

事業名　さまざまな団体の協働による見守りの地域づくり（ワークショップ）

内　容　港区では、見守り活動を行う団体（ネットワーク委員会、民生委員協議会など）同士が集まる場を設けて、地域ごとのマッピングを推進しています。マッピングでは要援護者台帳により把握している情報や、地域で気にかけている方の情報を加え、そこに見守りの担い手である民生委員・児童委員、地域役員、区独自の見守り協力事業者（※）などを加えます。作業を通じ、お互いの見守り方の違いを知り、地域での見守り活動のあり方を考えるきっかけとしています。

※港区では、見守り協力事業者として、新聞販売店やコンビニなど約200件以上の事業者が登録し、日頃の業務の中で見守り活動を行い、気づきを専門機関につなぐ取組みを区の独自事業として行っています。

関連する視点

視点１　見守りのワークショップにより気づきのアンテナを高める取組み
これまでの地域住民による見守り活動に加え、新たな見守りの担い手の確保

視点３　多様な主体の強みを活かした協働

事例 5

市社協　こどもが元気で安心できる地域づくり

実　施　地域こども支援団体連絡会

内　容　こども食堂や学習支援活動に取り組んでいる多様な団体を対象に、情報交換や運営のあり方、これからの方向性などを共有し、こどもたちにとってプラスとなる活動を展開するために、隔月で『地域こども支援団体連絡会』を開催しています。

関連する視点

視点１　こどもの権利擁護

視点３　支援団体同士のネットワークづくり（情報交換・交流）

視点４　こどもの学習支援の場を通じての福祉意識の醸成

事例 6

平野区　加美北地域　みんな食堂

事業名　みんなの加美北食堂

内　容　平野区加美北地域では、ひとりで食事をしている子どもの存在をきっかけに、子どもたちへの活動を始めることが将来の地域活動の担い手づくりにもつながればという思いから「こども食堂」の立上げを検討しました。運営委員会で話し合う中で「ひとりで食事をしているのは子どもだけではない」という気づきがあり、みんなで楽しく食べることを目的とした「みんな食堂」になりました。

継続的な運営に向けてカラオケサロンを開催し、売り上げの一部を運営資金に充当。食事サービスやふれあい喫茶など経験豊かなボランティアの方々に、小中学校のＰＴＡの方々という新たな力を加えて活動しています。

関連する視点

視点１　ひとりで食事をしている子どもやさまざまな世代の住民への気づき

視点２　子どもを含む地域住民や施設利用者など、さまざまな人が交流する場

視点３　長年活動してきた担い手と新たな担い手の協働

サロン参加を通して運営資金の確保に協力できるしくみ

視点５　社会福祉施設の地域交流センターや厨房の提供・活用

もちろん一つの視点だけで取り組まれているものもありますが、事例からもわかるように、多くは複合的・融合的・重層的な視点により実践されています。

第４章

地域福祉推進に向けたこれからの活動

これまで第１章で見てきたとおり、住民が直面する地域生活課題は複雑化・多様化・深刻化しています。第３章では「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を、６つの視点で確認してきましたが、具体的な取組み事例からは、それぞれの実践が複数の視点を含み、課題を横断的に捉えたものとなっていることが見えてきました。

ここからもわかるように、地域生活課題は複雑化・多様化・深刻化しているがゆえに、課題解決のためには、さまざまな分野の参画と協働が必要な時代であると言えます。ひとりで抱え込まず、住民・関係機関・団体同士がつながり、そして気づきや困りごとに目を向け、専門職も関わりながら、地域の中で話し合える場を通して、解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

孤立を防ぎ、人と人が支え合うことができる「地域づくり」に向け、本章では、地域福祉推進に向けた民間活動（社協、地域団体、民生委員、ボランティア、社会福祉施設、ＮＰＯ、企業など）について、これから取り組む３つの重点目標を提案します。

あわせて、これらの目標に向かって取り組んでいくにあたり、市社協が果たす役割についても挙げていきます。

重点目標１　地域福祉を担う人を拡げる（担い手）

● 活動に興味・関心をもつ人が参加しやすい情報発信ときっかけづくり、さらには活動の担い手として踏み出しやすいような入口と受け皿づくりに取り組む。

● 高齢者の生活支援や介護予防、多様な世代の居場所や働く場づくりなど、具体的な地域生活課題に対して、住民をはじめとする多様な主体（社会福祉施設、企業・商店、ＮＰＯなどを含む）が強みを発揮して取り組む。

● 住民･ボランティア等と、社会福祉施設、企業･商店、ＮＰＯなどが、活動主体の種別を越えたネットワークと協働のしくみをつくる。

【市社協が中心になり進める事項】

１－１　地域福祉活動者研修体系の構築

・福祉意識の醸成につなげるための研修体系の構築及び参加しやすいプログラムの開発

１－２　住民相互の助け合い活動（生活支援サービスなど）の展開に向けた支援

・同テーマに関する区社協間の情報共有の場づくり、新たな活動の立上げや運営に向けた支援

１－３　社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進に向けた支援

・ガイドブックの活用による活動推進と実践事例の収集・発信

１－４　企業・商店の地域貢献に向けた取組みへの支援

・企業等ネットワーク構築ハンドブックを活用した地域貢献への取組みの支援

・認知症サポーターの育成を通じた見守りの担い手の拡大

１－５　市民後見人の養成・支援

・市民後見人活動の啓発強化及び市民後見人の養成・育成

１－６　大阪市ボランティア活動振興基金の重点的な助成による支援

・居場所のボランティア、災害時のボランティア、学生ボランティア等の育成及び活動のきっかけづくりのための広報の強化

重点目標２　人が集い・つながる場を拡げる（居場所）

- 生活のしづらさを抱える人たちが存在を認められ、役割を持つこともできる居場所をつくる。
- 一人ひとりを大切にする視点を基本としながら、支えが必要な時に気づき、手をさしのべることができるような居場所をつくる。
- こどもたちやその家族の暮らしに目を向け、地域でのつながりを育む居場所を、こどもたちが通いやすい圏域で拡げる。
- 高齢者の介護予防･生きがいづくりの場としての居場所を､より身近な圏域で､多様な形態で拡げる。

【市社協が中心になり進める事項】

２－１　地域こども支援ネットワーク事業の実施

・支援団体や活動者育成・支援の取組み

・支援団体の情報発信及び情報共有のネットワーク構築

・こども支援活動の広報・啓発

２－２　多様な形の居場所づくり実践事例の収集と発信

・こどもや高齢者を中心とした居場所、相談支援から把握した地域生活課題に基づく居場所など、市内で展開される多様な実践を取りあげ、今後活動に取り組む際のヒントとなるような事例集の作成

２－３　大阪市ボランティア振興基金や共同募金（P.35参照）等の財源を活用した居場所づくりへの重点的な助成による支援

・新たな居場所を創設する際の後押しとなるよう、積極的な助成金活用の支援

重点目標３　地域で見守り・気にかけ合う関係を拡げる（見守り）

- 日常生活の中での気づきの共有や定例的な訪問活動など、小地域ごとの実情に合わせて、見守りのしくみをつくる。
- 困りごとに早めに気づき、必要な相談機関や支援につなぐため、地域住民等（民間事業者を含む）と福祉専門職との連携を強化する。
- 生活のしづらさを抱える人たちへの理解や見守り活動に関する話し合い・学びの場の設定により、気づきのアンテナ力を高め、地域の課題を明らかにする。

【市社協が中心になり進める事項】

３－１　地域支援機能と一体となった地域における見守り活動の推進に向けた支援

・民生委員・児童委員や見守りの担い手と福祉専門職等による見守りのワークショップ等の実践への支援

・見守り相談室の定期的な情報交換・課題共有の場づくり

・福祉局と連携・協働のもと、ヒアリングや訪問による区ごとの推進の支援

３－２　地域における相談支援体制の充実に向けた取組み

・見守り相談室の地域と連携する機能を強化するための支援

・ガイドブックの活用による活動推進と実践事例の収集・発信

３－３　複合的な課題を抱える住民に対応する相談機関の全市的な連携強化

・さまざま支援が求められる生活困窮者自立相談支援窓口等の全市的な連携強化

上記の取組みを推進していく基盤として、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に規定される市社協・区社協では、次の事項に取り組みます。

1　計画的実践

明確な目標を設定して、実行することが成果につながることから、PDCAサイクルを活用していくことが大切です。

本計画に掲げる民間活動における重点目標を具現化するため、市社協・区社協において３年間の展望を事業計画に明記し、地域の特性や状況に応じた計画的な実践をすすめていくこととします。

市社協においては、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「ガイドブック」（テーマ：①身近な地域で気づく・つなぐ・話し合う、②わかもの×地域　－10～20代が地域に触れる・活動に参画するためのコーディネート－、③社会福祉法人の地域における公益的な活動　－参画と協働の方策－）についても、活用方法及び実践の進捗を確認するとともに、新たなテーマで検討・作成します。

各区においては、区の実情に応じて事業計画のみならず、行政の「区地域福祉計画・ビジョン」への反映を協議する、あるいは住民・関係者の参画を得て策定する「区地域福祉活動計画」で、中長期的な展望を描き、本計画がめざす方向性をより一層浸透させることも期待できます。

また、小地域が策定する「小地域福祉活動計画」の支援を通じて、地域単位のより具体的な活動と結びつけることで、力強く推進することも期待できます。

【市社協が中心になり進める事項】

・各区社協をはじめ、さまざまな民間活動を後押しする一助として、本計画の内容と関連したガイドブックを年に１テーマ設定し、作成・発信する。

・各区地域福祉活動計画や小地域福祉活動計画の策定支援

2 福祉意識・文化の醸成

地域福祉を推進するためには、複雑化・多様化・深刻化している地域生活課題の状況を住民一人ひとりが理解し、多くの方々が地域に関心を持つことが重要です。

誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域社会を構築するためには、地域の中に学びをつくることにより、住民一人ひとりの意識改革へ結びつけることが必要です。

こどもたちの福祉教育を進めるにあたっては、学校内での取組みに留まらず、地域福祉活動の場など、地域資源を活用した体験を通して実践することも大切です。こうした取組みから、地域の人とつながりが生まれ、こどもたちが主体的に考える機会となることにつながります。

また、大人の学びについては、福祉課題への関心を高めるため、さまざまな機会を通じて福祉を身近に感じるきっかけづくりが必要です。そこから気づきや、現状の振り返りにより、福祉に関心が低い層から理解を示す層へと少しずつステップアップしていくような仕掛けも重要です。

このように、こどもから大人も含めた地域住民全体の学びについて取り組み、地域全体の福祉意識を醸成すること（福祉教育の深化）を進めていきます。

【市社協が中心になり進める事項】

・さまざまな場面での「ふくし読本」（大阪市発行）の普及・活用

・ガイドブックの活用による活動推進と実践事例の収集

・地域福祉活動へのきっかけづくり（講演会や講座の開催、認知症サポーター養成講座への支援など）

3 可視化・発信

地域福祉に関する情報や課題を可視化・発信していくことも、社協が果たすべき重要な役割です。今日まで地域に根づく、もしくは新たに萌芽しつつある民間の福祉実践や、そこに関わる情報、さらには社協活動自体についても、広く住民・関係者の理解や参画が得られるように発信していきます。また、地域福祉の課題の可視化により、住民が我が事として気づくことで、福祉意識や文化の醸成にもつながり、ひいては担い手の裾野を拡げることになります。

【市社協が中心になり進める事項】

- 対象者や目的に応じた効果的な発信方法の検討・検証
- 本計画の重点目標やガイドブックに関連する取組みのホームページ・広報誌等と連動した発信
- 市内の地域生活課題・実践の可視化・発信の場としての「地域福祉シンポジウム」の開催など

最後に、国において、「我が事・丸ごと」の地域づくりが掲げられる中、地域福祉を推進する団体である社協の職員は、今一度、このことを確認し、住民が抱える地域生活課題に向き合わなければなりません。

本計画にまとめたような地域福祉を取り巻く動きを「我が事（職員の主体化）」として捉え、「丸ごと（組織の横断化）」取り組む姿勢や体制をつくることができているか、あらためて自己点検しながら、本計画に掲げた取組みを住民とともにすすめていきます。

本計画と同時に策定した「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」（全３テーマ）は、市社協ホームページからご覧いただけます。

①身近な地域で 気づく・つなぐ・話し合う
②わかもの×地域 －10 ～ 20代が地域に触れる・活動に参画するための コーディネート－
③社会福祉法人の地域における公益的な活動 －参画と協働の方策－

民生委員・児童委員との協働の重要性

民生委員制度は、1917（大正６）年、岡山県で創設された済世顧問制度に端を発し、その翌年、大阪府で創設された方面委員制度を前身としており、2018（平成30）年で100周年を迎えた歴史ある制度です。

すべての民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域住民の相談・支援を行っています。現在、大阪市内では約4,000名を超える委員が各地域で活動しています。

地域住民の身近な相談相手、見守り役であり、行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役を担ってきました。また、民間社会福祉活動の推進者として、共同募金や、時々の福祉課題の解決に自ら取り組み、長い歴史の中で常に住民に寄り添った活動を展開してきており、その中でも、戦後の混乱期からの低所得者や経済的困窮者に対する民生委員・児童委員の活動は、社協との連携により、現在の生活福祉資金貸付事業につながっています。

地域社会の姿が大きく変わりつつある今日、活動環境も変化していますが、隣人愛、住民との信頼関係、住民視点の活動といった変わらぬ活動の姿勢やあり方を大切に、活動を続けていくことが、歴史ある制度を今後も守り続けていくことにつながります。

活動の中で、「訪問回数・連絡活動」が約126,000件（2016（平成28）年度）であり、住民の孤立・孤独が課題となる中、高齢者等の安否確認にも大きな役割を担っています。

さらに、大阪市における「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、区社協に設置された「見守り相談室」や地域団体等と連携し、地域の見守り活動の充実に大きな役割を果たしています。

次なる100年に向けて、全国民生委員児童委員連合会は「100周年活動強化方策」として、①地域のつながり、地域の力を高める、②さまざまな課題を抱えた人々を支える、③民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく、の３点を掲げ取り組んでいくこととしています。

地域社会の姿が大きく変わりつつある今日、民生委員・児童委員の活動環境も変化しており、新たな担い手の不足、活動の多様化による委員負担の増加、住民との関係づくりの難しさなど、さまざまな課題に直面しています。

地域住民が抱える生活課題を的確に発見し、必要な相談・支援へとつなげる機能を強化することが求められている中、地域福祉の推進になくてはならない存在である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、一層の連携を図り、住民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

助け合い活動の「共同募金」

1947（昭和22）年に国民たすけあい運動の一環として創設され、翌年に赤い羽根をシンボルに採用して始まりました。1959（昭和34）年に歳末たすけあい募金も共同募金の一環になり、2016（平成28）年から全国で運動期間が10月１日から翌年３月31日までに延長されました。

共同募金に関する基本的な事柄は、社会福祉法に規定されており、共同募金運動の原則（民間性、地域性、計画性、公開性、参画性）により活動を推進しています。

全国の募金実績を見てみると、制度創設の昭和22年度は一般募金（赤い羽根募金）が約６億円で、1995（平成７）年度の約266億円をピークに減少に転じ、平成28年度は約181億円となっています。2016（平成28）年度の都道府県別の募金総額は東京都の約11.8億円がトップで、大阪府は約6.57億円の第９位となっております。大阪市の数字を見てみると、1989（平成元）年度は募金総額約2.6億円であったのが、平成28年度は約1.7億円となり、年々減少しています。戸別募金が募金総額の大きな割合を占め、共同募金を支えていますが、多くの市町村で戸別募金の減少が顕著に表れています。

その要因は、地域によりさまざまですが、自治会に加入しない人の増加、寄付を集めるボランティアの高齢化、福祉の文化が停滞・低下などが考えられます。

共同募金の使途としては、広域福祉活動、地域福祉活動、災害等準備金と大きく分けて３つの分野への配分となっています。募金額の減少の中でも、被災地への寄付や特定のテーマへの募金活動など、使途が明確なものに対しては寄付が集まっている現状です。

市社協・区社協は、福祉教育の観点からも、こどもたちに赤い羽根を知ってもらうため、学校と連携しての啓発活動など新たな取組みを積極的に展開していく必要があります。

私たちが取組む地域福祉の推進に大きく関わるところでもあり、社協としても地域のつながり・支えあいを充実させるという制度趣旨や住民一人ひとりの意識改革の働きかけを行っていきます。

資　料

「大阪市地域福祉活動推進計画」の概要版

策定趣旨

●本計画は、大阪市における地域福祉を推進するため、あらためて現在の推進状況を検証し、地域住民をはじめとする多様な主体や団体が取組みをすすめるうえでの視点の再確認とこれからの展開に向けた提案、さらには地域福祉活動を推進する社協を含む民間団体と地域住民が共に取り組んでいく目標と、とりわけ社会福祉法で位置づけられている社協が中心に進めていくことをまとめたもの。
●具体的な方法論や手法については、発信力と実効性に重点を置いた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」をあわせて作成する。
●活動推進計画は、同時期に策定される大阪市地域福祉基本計画と理念・方向性を共有し、車の両輪となって連携して地域福祉を推進する。

計画期間

平成30年4月1日～
平成33年3月31日
（3年間）

【第1章】 大阪市の地域福祉を取り巻く状況

●地域福祉活動の歴史的経過をたどる
（小地域福祉活動の源流／多様なボランティア・市民活動の広がり）
●近年の地域福祉を取り巻く状況
（地域住民の暮らしの現状や課題／大阪市の地域福祉活動／大阪市の直近の動き）

【第2章】 本計画の位置づけ

●計画策定の背景と位置づけ
●計画期間
●策定方法
●推進及び評価方法

●計画策定に係る背景や位置付け等を現在の地域福祉を取り巻く状況とともに記載

【第3章】 6つの大切な視点に基づき、地域福祉活動をさらに展開するために

基本理念＝私たちのめざす地域 **「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」**

視点1　気づきと見守り・権利擁護
一人ひとりの暮らしを大切にする
しくみをつくる

視点2　当事者のつながり
同じニーズを抱える人たちを中心と
したつながりと参加・役割をつくる

視点3　協働による地域福祉活動の推進
多様な人・組織の強みを生かした
活動参加と協働をすすめる

視点4　福祉意識・文化の醸成
福祉の心を育み学びの機会をつくる

視点5　社会福祉施設・事業者との連携
社会福祉施設・事業者の地域の公益
的な取組みをすすめる

視点6　防災・減災に向けてのつながりづくり
災害時に備える地域コミュニティを
つくる

●平成25年に策定した「大切な視点」は普遍的な方向性であるが、あらためて「取り巻く状況」「これからの展開に向けて」を、6つの視点ごとに確認

●視点を踏まえた事例の紹介

【第4章】 地域福祉推進に向けたこれからの活動

住民が抱える困りごとや生活のしづらさに目を向けて、課題への気づきを拡げながら、解決をめざした活動を展開する

重点目標1
「担い手」
地域福祉を担う人を拡げる

重点目標2
「居場所」
人が集い・つながる場を
拡げる

重点目標3
「見守り」
地域で見守り・気にかけ合う
関係を拡げる

社協が中心に
進める事項
計画的実践　福祉意識・文化の醸成　可視化・発信

●6つの視点を横断的に見ながら、計画期間の3年間において、私たち（市民・団体・社会福祉法人・企業・社協等）が取り組む重点目標を3つにまとめて提案

●重点目標を推進するにあたり、地域福祉を推進する団体である社協が中心に進めていく事項

私たちのめざす地域

「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」

私たちは、身近な地域の中で、一人ひとりの生活の困りごとや生活のしづらさに関心を持って、住民同士が話し合い、新たな担い手の参加・協働を積極的にすすめることにより、**互いにつながり・支えあうことができる地域**をめざします。

私たちが、これまで自然とよりどころにしてきた家族や隣近所のつながりが薄れつつある中で、生活の困りごとや生活のしづらさを抱えた人たちは孤立しやすくなり、その課題は複雑・多様化しています。

これらの課題は特定の人たちだけの問題ではなく、誰もが人生のさまざまな場面で、支援が必要となるかもしれません。一方で誰もが、できる範囲での「サポート役」に回る可能性を持っています。

大阪市内の各地域では、高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロン・見守り活動などの地域福祉活動を、長年に渡って地道に積み上げてきました。また、平成 18 年度からは、各区において多様な組織・個人の参画と協働による「地域福祉アクションプラン」を展開してきました。そうした取組みによって、脈々と受け継がれてきた、また新たに結んできた、人と人との“つながり・支え合い”こそが、地域の財産であり、公的サービスだけでは実現できない豊かさを生み出し、一人ひとりの暮らしを支えています。

今一度、地域福祉活動の意義を再確認し、これからも取組みをすすめていくうえでよりどころとなるよう、「大切にしたい６つの視点」と、それらに共通するポイントとして「３つのえん要素（栄養素）」をまとめました。

大切にしたい6つの視点

① 一人ひとりの暮らしを大切にするしくみをつくる
〔発見と見守り・権利擁護〕

身近な地域で、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者・引きこもりなど、生活のしづらさを抱える人たちに気づき、見守り、総合的な相談窓口と連携することが、事態の深刻化や権利侵害を未然に防ぎます。一人の暮らしを守るとともに、同様の生活課題を抱える人たちを支える“しくみづくり”を意識することが大切です。

② 同じ課題を抱える人たちを中心としたつながりをつくる
〔当事者を核にした組織化〕

同じ課題を抱える人たち同士が、仲間と出会い交流する場面をつくることは、互いにサポートしあい、生きる力を高め、意見を表明することにつながります。支援者同士が連携するだけでなく、当事者の人たちを中心とした支えあいのネットワークをつくることが、一人ひとりの自立と社会参加のステップへとつながります。

③ 多様な人・組織の強みを生かした活動参加と協働をすすめる
〔市民活動・ボランティア活動〕

多様な個人、企業やＮＰＯなどの組織が、それぞれのもつ特性を活かして、地域とつながり、互いの強みを活かした協働を生み出すことによって、相互に補完しあいながら、住民ニーズをキャッチし、それに対するアクションを多彩に展開することができます。有償活動、ビジネス手法の活用など、その手法も広がっています。

④ 福祉の心を育み学びの機会をつくる
〔福祉教育・ボランティア学習〕

子どもから大人まで、一人ひとりが尊重され、地域で誰もが排除されることなく共に生きるための福祉の心を育む機会を重ねることは、福祉課題への関心を高め、担い手を発掘・育成し、活動を活性化することにつながります。そうした学びの場面を継続することが、住民が主体となって地域の福祉課題を協働で解決する土壌をつくります。

⑤ 地域と社会福祉施設・福祉サービス事業者の交流と連携を強める
〔社会福祉施設・事業所との連携〕

社会福祉施設や福祉サービス事業者も地域の一員として、地域との交流を図り、施設・地域双方がもつ資源の相互活用などをすすめることは、互いの理解を深め、協働による課題解決の可能性を広げることにつながります。また、種別を越えて施設同士の連携の場をつくり、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応力を高めることが大切です。

⑥ 災害時に誰も取り残されない地域をつくる
〔防災・減災に向けてのつながりづくり〕

日常の地域福祉活動のなかで、生活上の配慮が必要な人を把握し、災害時にどんなサポートが必要なのか、誰が中心となってサポートできるかなどをみんなで考え、情報共有し、また、当事者参加型の訓練などを重ねることで、地域の防災力が高まります。地域外の支援者をどう受け止めるか、「受援力」もキーワードです。

3つのえん要素（栄養素）

どの視点を考えるうえでも「ニーズ」「情報」「担い手・資源」がベースになります。

ニーズ
住民の生活課題から「ニーズ」がうまれ、地域福祉活動につながります。身近な人の生活の困りごとに寄り添い、ときに代弁するとともに、今は見えていないニーズを意識することも大切です。

情　報
サービスを受けるにも、関心を広げる、活動参加を促すにも「情報」がカギとなります。必要な情報をわかりやすく届け、共有する手段を工夫していきましょう。

担い手・資源
地域福祉活動をすすめるときには、現在関わっている人だけでなく、いろいろな「担い手」とつながりあい、場所や物品、資金など地域にある「資源」を発掘し、活かしていきましょう。

私たちの手でつながり・支えあいの地域をつくる

－地域福祉活動をすすめるための大切な視点－

活用にあたって

現在取り組んでいる活動の再確認・ふりかえりや、今後の活動の方向性を話し合う際にご活用ください。

取り組んできた活動があてはまる視点を考えて、３つの要素と照らしあわせてみたり、区や地域の中で６つの視点にあたる活動はどのようなものがあるかと話し合っていただくことも一つです。

一つの取組みには、複数の視点が含まれていることも考えられます。

例えば、こんな場面で

- **団体・グループでこれまで取り組んできた活動をふりかえるときに**
- **地域福祉活動についての学びの場面をもつときに**
- **これまで推進してきたアクションプランを見直すときに**
- **区や地域においてこれからの活動を話し合うときに（地域福祉活動計画の策定など）**

【用語解説】

掲載ページ	用語	解説
4	地域活動協議会	小地域で、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体により組織されており、地域課題の解決やまちづくりなどに取り組んでいる。現在、325地域で形成されている。
4	保健・医療・福祉ネットワーク推進員	地域ネットワーク委員会の事務局として、支援を必要としている住民の把握、研修会の企画・実施、委員会活動の啓発資料作成、相談援助ならびに関連機関との調整などを行っていた。平成24年度末で廃止。
8	スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。
10	アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の人から本人の元に積極的に出向いて支援すること。

大阪市地域福祉活動推進委員会設置要綱

（設　置）

第１条　大阪市における地域福祉活動の推進を目的として、大阪市社会福祉協議会に大阪市地域福祉活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第２条　推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）大阪市における地域福祉活動の推進と発信に関すること

（２）大阪市社会福祉協議会及び大阪市各区社会福祉協議会が行う地域福祉推進の取組みに関すること

（３）その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

（組　織）

第３条　推進委員会は、委員18名以内で組織する。

２　推進委員は、区社会福祉協議会代表、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者及び学識経験者等の中から会長が委嘱する。

３　推進委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員長は、専門の事項について審議する必要があるときは、推進委員会に専門アドバイザーを置くことができる。

６　委員長は、相談役を置くことができる。相談役は、会長がこれを委嘱する。

７　相談役は、委員長の諮問に応じるほか、推進委員会の運営について意見を述べることができる。

（会　議）

第４条　推進委員会の会議は、委員長が招集して行う。

２　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

３　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

（任　期）

第５条　推進委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員によって就任した推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門部会）

第６条　委員長は、推進委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会について必要な事項は、委員長が定める。

（庶　務）

第７条　推進委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

（細　目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

（附　則）

１　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

３　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

４　この要綱は、平成25年９月１日から施行する。

５　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

６　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

７　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

大阪市地域福祉活動推進委員会委員名簿

役職名	氏　名	役　職　等
委員長	松　端　克　文	桃山学院大学 社会学部 教授
委員	阿　部　賢　太	クラーク記念国際高等学校 大阪梅田キャンパス副キャンパス長
委員	乾　　繁　夫	社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会 会長
委員	一本松　三　雪	天王寺区民生委員児童委員協議会 会長
委員	大　野　　波	平野区平野地域 地域福祉活動コーディネーター
委員	大　野　素　子	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 監事
委員	川　島　ゆり子	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	阪　中　雅　博	大阪市市民後見人連絡協議会 会長
委員	鈴　木　大　介	甲南女子大学 人間科学部 総合子ども学科 准教授
委員	高　谷　和　幸	サントリーホールディングス株式会社 大阪秘書室部長
委員	新　田　正　尚	社会福祉法人 白寿会 総合施設長
委員	平　田　篤　州	元 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事長
委員	福　田　留　美	NPO法人 にしよどにこネット 代表理事
委員	山　口　育　子	社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会 事務局長
委員	山　田　裕　子	NPO法人 大阪ＮＰＯセンター 副代表理事
相談役	上野谷　加代子	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授

（平成30年３月）

協力：南　友二郎　　同志社大学 研究開発推進機構及び社会学部 特別任用助教

平成30年3月

大阪市地域福祉活動推進計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10

電話:06-6765-5606　FAX:06-6765-5607

ホームページ:https://www.osaka-sishakyo.jp

本計画は共同募金配分金を活用して作成しました。